15　第十二項の規定（第三号から第五号までを除く。）は、普通第二種免許（ＡＴ普通第二種免許を除く。）に係る技能教習について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十二項第一号	［略］	
第十二項第二号	［略］	
第十二項第六号	［略］	中型第二種免許又は普通第二種免許	大型免許（ＡＴ大型免許を除く。）、中型免許（ＡＴ中型免許を除く。）、準中型免許（ＡＴ準中型免許を除く。）又は普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）
	［略］		

16　第十二項の規定（第三号から第五号までを除く。）は、ＡＴ普通第二種免許に係る技能教習について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十二項第一号	［略］
第十二項第二号	［略］
第十二項第六号	［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

第四条　指定自動車教習所等の教習の基準の細目に関する規則の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する複数の規定を記号により一括して標記した箇所を含む。）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（教習の科目の基準の細目） **第一条**　道路交通法施行規則（以下「府令」という。）第三十三条第一項第一号に規定する技能教習（以下「技能教習」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項について行う教習とする。 ［一～十二　略］ ［号を削る。］	（教習の科目の基準の細目） **第一条**　［同上］ ［一～十二　同上］ 十三　大型第二種免許に係る応用走行　別表第四第四号（転回を除く。）及び第五号から第十号までに掲げる事項

14　第十一項の規定（第三号から第五号までを除く。）は、普通第二種免許（ＡＴ普通第二種免許を除く。）に係る技能教習について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十一項第一号	［同上］	
第十一項第二号	［同上］	
第十一項第六号	［同上］	中型第二種免許又は普通第二種免許	大型免許、中型免許（ＡＴ中型免許を除く。）、準中型免許（ＡＴ準中型免許を除く。）又は普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）
	［同上］		

15　第十一項の規定（第三号から第五号までを除く。）は、ＡＴ普通第二種免許に係る技能教習について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十一項第一号	［同上］
第十一項第二号	［同上］
第十一項第六号	［同上］